

平成 29 年 9 月 6 日

食の安全・監視市民委員会

代表 神山美智子 殿

国税庁 課税部 酒税課

平成 29 年 7 月 3 日付でご質問いただきました、「公開質問状『製造ロット番号削除品について』」について、以下のとおり回答いたします。

1 輸入スコッチウイスキーなどにおいてこうした製造ロット番号削除品が販売され続けていることについてどうお考えですか。

(答) ロット番号が削除等された輸入酒類が国内で流通している事態は、消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があることから望ましくないものと考えており、所管する酒類の業界団体に対して文書により意識の醸成に努めていただくよう依頼しています。また、消費者に酒類を販売する酒類小売業者への周知として、酒類販売管理研修(酒類の販売場ごとに選任される酒類販売管理者が必ず受講することとされている研修)に使用する教材に、ロット番号に関する資料が掲載されています。これにより、全ての酒類小売業者に対して酒類販売管理研修を通じた確実な周知がなされていくと考えています。

なお、同様の文書で経済産業省、厚生労働省及び農林水産省の各省が所管する業界団体に周知しているものと承知しています。

2 この問題では消費者庁と連携して、食品表示問題として消費者への直接の注意喚起をすることも必要だと思います。その用意があるか否かお答えください。

(答) ロット番号が削除等された輸入酒類の問題につきましては、消費者庁と連絡を取りながら取り組んでいます。消費者庁では、消費者団体を通じて意見交換会を行っていることを承知しています。

3 今後の対処方針と実効性確保の工程表をお示しください。

(答) 国税庁としましては、今後とも、関係省庁と適切に連携しつつ、酒類事業者への周知に取り組んでいくとともに、ロット番号が削除等された酒類の情報を把握した場合には、その輸入業者の販売実態等を確認し、そういった酒類の販売は、消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があることから望ましくない旨を説明する等の取組を行ってまいります。